

## 令和5年度「ふれあいファミリアミーティング」回答表【川北区】

| No. | 意見・要望   | 担当課                 | 回答   |
|-----|---|---------------------|--|
| 1   | <p><b>(仮称)津久井農場について</b></p> <p>計画によると令和5年度は基礎調査の実施となっていますが、桜沢周辺は土砂災害特別警戒区域に指定されています。この基礎調査の状況について4月から半年が過ぎて、どのような進捗状況か確認したいので愛川町としての考え方及び今後の方向性について確認したい。</p> | <p><b>都市施設課</b></p> | <p>基礎調査につきましては、現在、本町域は神奈川県が、また、相模原市域は相模原市が盛土規制法に基づき実施しているところでありまして、本年度中に調査結果を取りまとめた後、調査結果の公表や町との調整・意見聴取などが行われ、規制区域が指定される予定となっております。</p> <p>なお、規制区域につきましては、都市計画区域全体が「宅地造成等工事規制区域」に該当する予定となっておりますことから、本町は、全域が都市計画区域であり、また、(仮称)津久井農場の農場計画地周辺につきましても、相模原市の都市計画区域となっておりますので、半原地内の桜沢周辺及び当該計画地周辺は、県及び相模原市が「宅地造成等工事規制区域」に指定するものと認識しております。</p> <p>町といたしましては、当該計画の実施には、盛土規制法に基づく厳しい規制基準が適用されるものと認識しておりますが、引き続き、国、県及び相模原市の動向等を注視するとともに、現在実施中の基礎調査の状況や結果を把握し、引き続き、情報共有に努めてまいります。</p> |

| No. | 意見・要望  | 担当課                 | 回答  |
|-----|--|---------------------|---|
| 2   | <p><b>防災行政無線について</b></p> <p>町の防災無線が非常に聞こえにくいとの意見が以前より区民から再三、寄せられております。緊急時の対応や避難するときに聞こえにくいのは非常に困ります。</p> <p>町からの連絡などが区民によく聞こえるように、放送設備の場所の変更などの具体的な施策を検討願います。</p>  | <p><b>危機管理室</b></p> | <p>10月3日に区長立会いのもと、区内3基の防災行政無線子局の試験放送を行った結果、真名倉地区の子局について、放送内容が聞き取りにくい状態であったため、19日に、専門業者と現地調査を行い、スピーカーの向きを調整しました。</p> <p>今後、その状況を区に確認していただくなど、対応を図ってまいりたいと考えております。</p> <p>また、テレビで放送内容を確認できる「TVKのデータ放送」のほか、電話で放送内容を聞くことのできる「音声自動応答サービス」や「あいかわ防災行政無線情報メール」、戸別受信機の有償配布、J:comにおいて防災行政無線の情報が聞ける「防災情報サービス」なども準備しておりますので、ご活用いただければと存じます。</p> |
| 3   | <p><b>有害鳥獣対策について</b></p> <p>川北区内では鳥獣被害が多発しています。シカやいのしし、ハクビシン、アライグマ、サルなどの被害です。新たなサルの目撃もあります。被害に遭った住民が農政課に連絡はしていますが、減らない状況となっております。</p> <p>電気柵を取り付けた畑もありますが、畑が自宅の庭などが被害に遭っています。町として被害防止対策の推進をお願い致します。（昨年も提出しました）</p> | <p><b>農政課</b></p>   | <p>被害防止対策の推進につきましては、「追い払い」をはじめ、「わな」などによる捕獲を継続して行っておりますほか、電気柵の設置に対する補助金の交付など各種防除対策に努めております。</p> <p>このほか、放棄果樹の除去など、被害原因の解消に取り組んでいただくことも重要な対策の一つと捉えておりますことから、ご理解とご協力をいただき、地域と連携しながら被害の軽減に努めてまいりたいと考えております。</p>   |
| 4   | <p><b>河川樹林化対策について</b></p> <p>中津川の河原に草木が生い茂り、住民が水に親しむことができませぬ。</p> <p>昨年も意見として提出しましたが再度、河川の整備を関係部署に再度、働きかけていただきたい。</p>  | <p><b>道路課</b></p>   | <p>町内における河川の整備につきましては、河川管理者である厚木土木事務所に機会を捉え、要望しているところでありますが、10月5日に地元住民も河川整備を強く望んでいることも含め、改めて要望したところです。</p>  |

| No. | 意見・要望   | 担当課  | 回答  |
|-----|---|--|---|
| 5   | <p><b>樹木の伐採について</b></p> <p>昨年もファミリアミーティングに提出させていただきましたが、依然として、川北区内には沢が3か所あり、沢の両側から樹木が沢の中に倒れそうになっている場所があります、又道路に傾いている樹木も見られます。沢に樹木が倒れ込み、水の流れをせき止めてしまうことも予想されますので樹木の伐採をお願いしたい。</p> <p>道路に面している樹木も倒れそうなものは伐採をお願いします。また、国道沿いの法面の樹木が伸びて危険な状態です。草を刈るなどの対策をお願いします。</p> | <p><b>下水道課（沢沿いの樹木）</b></p> <p><b>道路課（国道沿いの法面の樹木）</b></p> <p><b>消防課（国道沿いの法面の樹木）</b></p> | <p>パトロール等の際、倒伏の恐れのある樹木などを確認した場合には、速やかに所有者を確認し、通知や自宅訪問等により、樹木の適正な管理を要請しているほか、緊急性、危険性のある場合には、所有者の承諾得て、町が対応するなど現地の状況に応じた対応に努めております。</p> <p>沢沿いの樹木につきましては、町では10月3日に、県では10月12日に現地確認を行い、緊急を要する倒木等はありませんでしたが、引き続き、パトロール等を実施するとともに、状況に応じた対応を行うなど、適切な維持管理に努めてまいります。</p> <p>また、国道沿いの法面の樹木等につきましては、10月13日に厚木土木事務所へ草を刈るなどの必要な対策を講じていただくよう要請しておりますほか、火災予防上必要と判断した場合には、土地所有者に対し樹木の枝打ちや草の除去および適切な管理について通知しております。</p> |
| 6   | <p><b>擁壁の劣化について</b></p> <p>川北区の第一町内会桜沢の上部の2本の川の合流点にある擁壁に亀裂があり道路課にも現地確認をお願いしましたが、何ら回答がありません。このまま放置すると大きな災害に繋がる可能性があります。</p> <p>再度確認して対策等考えていただきたい。</p>   | <p><b>下水道課</b></p>   | <p>桜沢の擁壁の亀裂箇所につきましては、10月12日に応急補修を行いました。</p> <p>今後も、随時パトロール等を実施するとともに状況に応じた対策の検討と維持管理に努めてまいります。</p>  |
| 7   | <p><b>掲示板について</b></p> <p>川北区内にある掲示板1町、3町の劣化が激しい。</p> <p>そのほかにも表示板、案内板等町が設置したものの劣化が目立ちます。行政推進課にも話はしましたが回答は得られていません。早急に対策を検討していただきたい。</p>   | <p><b>総務課</b></p>  | <p>広報案内板につきましては、町内76箇所全体の劣化状況を踏まえ、順次、板を交換しており、今後、1町（川北青少年広場）、3町（愛川大橋下）の順で実施してまいります。</p> <p>また、表示板・案内板につきましては、掲示内容及び設置箇所をお知らせいただければ、現地確認の上対応を講じます。</p>   |

| No. | 意見・要望   | 担当課               | 回答   |
|-----|---|-------------------|--|
| 8   | <p><b>空き家対策について</b></p> <p>川北区内には空き家となっている物件で老朽化して崩れそうな家があります。また、不審者の侵入も考えられますので、愛川町の空き家対策についてこのような物件について対策を検討していただきたい。</p> | <p><b>環境課</b></p> | <p>空き家対策につきましては、「空き家等対策の推進に関する特別措置法」に基づき、所有者の把握や適正管理についての指導・助言を行うなど、空き家の解消や発生抑制に向けた様々な取り組みを継続的に行っています。</p> <p>こうした中、町では、町内全域の空き家の実態調査を隔年で実施しておりまして、昨年度の調査において、川北区内の空き家についても把握をしております。</p> <p>この実態調査の結果に基づき、空き家所有者を把握いたしまして、本年10月から意向確認調査をするなど、空き家の適正管理に向けた、指導・助言を行ってまいります。</p> |